

保険税の税率は・・・

☆ 令和8年度の国保税の税率を次のとおり改定しました。

国民健康保険税の税率						
	所得割額 被保険者の収入 に応じて計算	資産割額 被保険者の資産 に応じて計算	均等割額 被保険者一人当たりの額	平等割額 一世帯当たりの額 (世帯割)	平等割額 (特定世帯) 特定世帯一世帯当 たりの額(※2)	平等割額 (特定継続世帯) 特定継続世帯一世帯 当たりの額(※2)
医療分	6.7%	令和5年度 から廃止	22,700円	15,300円	7,650円	11,470円
前年比	(1.2増)		(3,610円増)	(2,240円増)	(1,120円増)	(1,680円増)
支援金分	3.0%		10,010円	6,750円	3,370円	5,060円
前年比	(0.1増)		(240円増)	(60円増)	(30円増)	(50円増)
介護分	2.7%		10,290円	5,380円	—	—
前年比	(0.1減)		(170円減)	(50円増)	—	—
子ども分※1	0.3%	1,030円	660円	330円	490円	
前年比	—	—	—	—	—	

※1 子ども・子育て支援納付金分保険料は、子ども・子育て支援金制度への支援金です。国保加入者のすべての方が支払う保険料です。ただし、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方は、均等割額が全額軽減されます。

※2 特定世帯は、国保加入者が後期高齢者医療被保険者に移行して国保の被保険者でなくなったことにより、1人だけが国保被保険者として残った世帯のことです。特定世帯は5年間、医療分、支援金分、子ども分の平等割額が2分の1軽減されます。また、5年を経過した後も3年間は特定継続世帯として、医療分、支援金分、子ども分の平等割額が4分の1軽減されます。

◆課税限度額

医療分	支援金分	介護分	子ども分
67万円	26万円	17万円	3万円